

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成25年度の保険料のお支払いと
保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

■ 7月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等額 【1人あたりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得-33万円)× 10.61%	=	1年間の保険料 【100円未満切り捨て】
---	---	--	---	--------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。



◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は加入者（被保険者）と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者（被保険者）ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	均等割の年額
33万円かつ加入者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	→	9割軽減	【年額】 4,770円
33万円	→	8.5割軽減	【年額】 7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません	→	5割軽減	【年額】 23,854円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	→	2割軽減	【年額】 38,167円

② 所得割の軽減

- 加入者（被保険者）個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

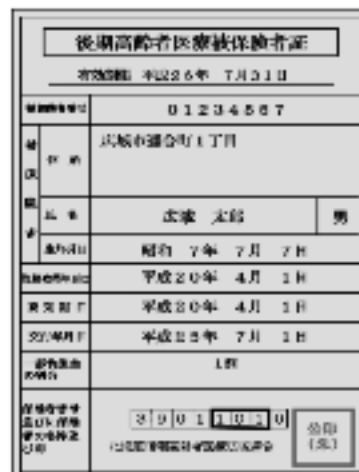
■ 保険証が新しくなります ■

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、8月1日からはピンク色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課・住民福祉グループまでお申し出ください。

新しい保険証の色はピンク色です



■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります ■

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課住民福祉グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象・・・次の区分Ⅰ又はⅡに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・高齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色は水色です



新しい保険証等は、7月中に郵送（簡易書留）で交付します。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場 住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線44）

秩父別町融雪施設設置費補助金のご案内

宅地等の雪処理のために、新たに融雪施設を設置された方に補助金を交付します。

1. 補助の対象となる方

次の要件を全て満たした方が対象となります。

- 町民又は町内に事務所を有する法人の方。
- 設置する宅地に、本人が入居していること。
- 借地・借家等の場合、土地・建物の所有者の承諾を得ていること。
- 事務所に設置する場合は、土地又は建物の所有者が申請者であること。
- 融雪施設の設置が、各年度末までに完了すること。
- 同居の家族も含め、公租公課の滞納がない方。



2. 補助の対象となる施設

融雪施設とは、「融雪槽」「融雪機」の2種類で下記の要件を全て満たすものとなります。

- 地下水を利用しないものであること。
- 融雪するための熱源を持ち、落下及び火傷防止等の安全装置等を備えたものであること。
- 融雪水が雨水管等に適切に排水されるものであること。

3. 補助金の額

- 融雪施設の設置に要する費用の2分の1以内とし、補助限度額を35万円とします。
また、1世帯及び1法人あたり1回限りとします。

4. 必要書類

- 補助金交付申請書
- 住民票謄本
- 町税・使用料等納入状況調査承諾書 又は 納税証明書
- 設置位置図、配置図、排水経路図等、設置状況が分かる図面
- 設置予定箇所の写真（設置後に同箇所の写真）
- 融雪施設の仕様書 又は カタログ
- 国道又は道道に面している場合は関係機関との協議書
- その他町長が必要と認める書類



詳しくは「企画課企画グループ」までお問い合わせください。

電話 0164-33-2111

(内線72)

秩父別町まちづくり出前講座のご案内

～ 町内団体の学習会・会合等で町職員が町の事業等をご説明します ～

「秩父別町まちづくり出前講座」は、町民の皆さんの求めに応じて、町職員が説明員として地域に出向き、事業等の説明を行うものです。

講座を行うことにより、町民の皆さんと情報を共有し、協働のまちづくりを推進したいと考えています。

「秩父別町まちづくり出前講座」の内容については、次のとおりです。

- ◎日 時 ・ 出前講座の開催時間は、午前9時から午後8時までの間で3時間以内です。
※日時等については、事前に企画課企画グループにご相談ください。また、お申し込みいただいた日時・講座によっては、担当課の業務の都合により、変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ◎場 所 ・ 町内とします。
- ◎対 象 ・ 町内在住者又は町内の事業所等に勤務する方で、5名以上の参加が見込まれる団体等とします。
- ◎費 用 ・ 無料です。
- ◎申込方法 ・ 出前講座を希望する団体等の代表者は、開催日の14日前までに申込書を企画課企画グループにご提出ください。申込書は企画課企画グループにあります。
・ F A Xでの申し込みもできます。
- ◎備 考 ・ 出前講座は、町民の方が主催する学習会・会合などの催しに、町職員が説明員として伺うものです。会場の確保や催しの運営等については、主催される団体で行なってください。
・ 出前講座は、講座の内容に関する質問や意見交換について行いますが、陳情や苦情等の場ではありません。

◆お問い合わせ：企画課企画グループ(まちづくり担当) 電話 33-2111 (内線72番)



働くみんなに **退職金効果!**

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全 国の制度だから安心 掛金の一部を 国が助成します。	有利 掛金は全額非課税 手数料もかかりません。	簡単 社外積立だから 管理もラクラク 振替先でも引き付ける 「連替制度」があります。
---	-----------------------------------	--

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共 <http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



6/3

外国語指導助手イリーナ・ボルゴスさんのご両親とお兄さんが来町し、秩父別中学校を訪れました。

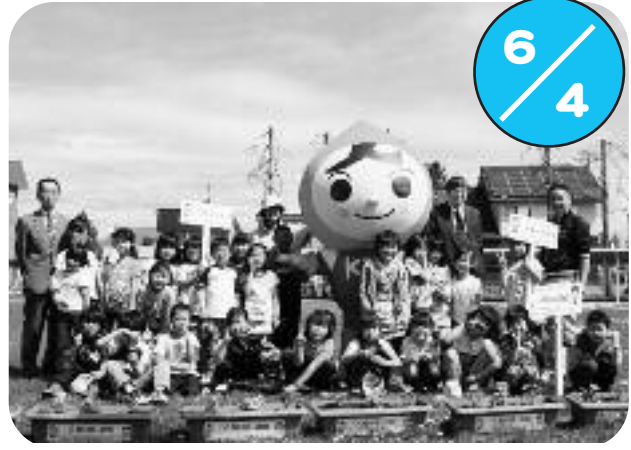
教室では、アメリカ地図を黒板に書いて住んでいる場所などを生徒達に説明しました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡ください。
※写真は電子メール送信による提供も可能です
・電話 33-2111（内線32番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



6/8

認定こども園に通う子どもとその父母らが参加する親子遠足が行われ、こども園から駅を経由しファミリースポーツ公園まで歩き、公園では親子で一緒にゲームを楽しんだり、手作りのお弁当を食べたりしました。



6/4

花の栽培を通じて豊かな情操を育む「人権の花運動」が秩父別小学校で行われました。人権擁護委員の赤松央さんと木谷登子さんから児童達に花の苗が贈呈され、1年生と2年生がきれいに咲いた花をプランターに植えました。



6/12

北部町内の沼田進さんが耕作する水田で、秩父別小学校5年生児童18名が田植え体験をしました。児童達は裸足になって泥まみれになりながら、「おいしいお米になってね」と、一株ずつ丁寧に苗を植えました。



6/11

札幌市の大善建設株式会社がボランティアで東1丁目路線などの道路清掃を行いました。このボランティアは今年で5年目で、26日には町から感謝状を贈呈しました。



ローズガーデンオープン初日、小雨の降る中開門と同時に大勢の人が入場され、バラの城ふろーらでは先着300名に記念品が贈られました。園内のバラはまだ半分ほどがつぼみの状態ですが、これから徐々にきれいな花を咲かせていきます。



町老人福祉センターで「ふれあい昼食会」が開催され、49名の方が参加しました。この日は町内のボランティア団体「日赤奉仕団やまびこの会」のメンバーがカレーライスなどを作り、参加者達はおいしそうに食べていました。



秩父別町初のご当地グルメ「ちっぷべつ緑のナポリタン」の完成発表会と協定調印式が行われ、関係者約70名が出席しました。協定調印式では3店の代表者が統一レシピなどを定めた協定書に調印しました。



秩父別ライオンズクラブ（代表 東晴基さん）のメンバーが、高齢者グループハウス「らいふ」で窓拭き清掃のボランティアを実施しました。入居者は、「窓がきれいになって良かった」と喜んでいました。



高村千恵子さんが町に150万円寄付

6月4日、中央東町内の高村千恵子さんと2男の広行さんが来庁し、今年4月に亡くなられたご主人（故高村國男氏）が「生前大変お世話になり、そのお礼にかえ、役立ててください」と町に150万円を寄付されました。

町では有難く採納させていただき、社会福祉基金に積み立て、有効に活用させていただきます。